



# 宮 崎 県 公 報

平成30年3月1日(木曜日) 第 2974 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	頁
○宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 10	
○不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則…………… ( “ ) 12	

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 14	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 14	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 14	

○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 14	
○牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生予防のための検査の実施…………… (家畜防疫対策課) 14	
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 15	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 15	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 16	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… ( “ ) 16	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …………… ( “ ) 23	
○物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (物品管理調達課) 29	

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第8号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。

別記様式第5号 (その1) 中

課税年度	年
------	---

を

課税年度	
------	--

に改め、同様式 (裏) 中「お問い合わせ先」、「宮

崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7274」、「宮崎県日南県税・総務事務所 電話0987-23-3771」、「宮崎県都城県税・総務事務所 電話0986-23-4516」、「宮崎県小林県税・総務事務所 電話0984-23-3194」、「宮崎県高鍋県税・総務事務所 電話0983-23-0213」、「宮崎県日向県税・総務事務所 電話0982-52-4148」及び「宮崎県延岡県税・総務事務所 電話0982-35-1811」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号 (その 1 の 2) (第 5 条関係)

個人事業税納税通知書																							
課税年度	年度	税目	個人事業税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>百</td><td>十</td><td>百</td><td>十</td><td>百</td><td>十</td><td>百</td><td>十</td><td>百</td> </tr> </table>								千	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百
千	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百												
番号	実績年月	年所得	区 分	確定額	既確定額	増減額																	
課税区分	整理番号	課税標準額 (千円)																					
		税率 (%)																					
		年税額 (円)																					
納期限	第 1 期分	第 1 期分 (円)																					
	第 2 期分	第 2 期分 (円)																					
納付場所	裏面記載の場所		随時分 (円)																				

上記の税額を下の納付書により納めてください。  
なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が増加されます。  
年 月 日

宮崎県 県税・総務事務所長 印

---

◎ 宮崎県 領収済通知書 県税	◎ 納付書 (原符)	◎ 領収証書																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>県税・総務事務所職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	口座番号	加入者名	県税・総務事務所職員				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>県税・総務事務所出納員</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>県税・総務事務所出納員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 所</td> <td>県税・総務事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目</td> <td>個人事業税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績年月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額・加算金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table>	口座番号	加入者名	県税・総務事務所出納員	加入者名	県税・総務事務所出納員		年 度			事 務 所	県税・総務事務所		税 目	個人事業税		課税番号			実績年月			課税区分			納税者氏名			税額・加算金	円		延滞金	円		合 計	円		納期限			領収日付印			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>県税・総務事務所職員</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>事 務 所</td> <td>県税・総務事務所</td> </tr> <tr> <td>税 目</td> <td>個人事業税</td> <td>課 税 番 号</td> </tr> <tr> <td>実績年月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> <td>納 期 限</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記金額を領収しました。</p>	口座番号	加入者名	県税・総務事務所職員	年 度	事 務 所	県税・総務事務所	税 目	個人事業税	課 税 番 号	実績年月			課税区分			納税者氏名			税 額	円	納 期 限	合 計	円		領収日付印		
口座番号	加入者名	県税・総務事務所職員																																																																											
口座番号	加入者名	県税・総務事務所出納員																																																																											
加入者名	県税・総務事務所出納員																																																																												
年 度																																																																													
事 務 所	県税・総務事務所																																																																												
税 目	個人事業税																																																																												
課税番号																																																																													
実績年月																																																																													
課税区分																																																																													
納税者氏名																																																																													
税額・加算金	円																																																																												
延滞金	円																																																																												
合 計	円																																																																												
納期限																																																																													
領収日付印																																																																													
口座番号	加入者名	県税・総務事務所職員																																																																											
年 度	事 務 所	県税・総務事務所																																																																											
税 目	個人事業税	課 税 番 号																																																																											
実績年月																																																																													
課税区分																																																																													
納税者氏名																																																																													
税 額	円	納 期 限																																																																											
合 計	円																																																																												
領収日付印																																																																													

取りまとめ店・局→加入者 (宮崎県・コンビニ本部控) (金融機関・受付局・コンビニ店舗控) (納税者 (お客さま) 控) (取入印紙不要)

(裏)  
(ご注意)

- 1 納付場所  
宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、県指定のコンビニエンスストア又は県税・総務事務所
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第72条の2第3項及び宮崎県条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等  
(1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。  
(2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第5号(その2)(裏)中「お問い合わせ先」、「宮崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7273」、「宮崎県日南県税・総務事務所 電話0987-23-3771」、「宮崎県都城県税・総務事務所 電話0986-23-4516」、「宮崎県小林県税・総務事務所 電話0984-23-3194」、「宮崎県高鍋県税・総務事務所 電話0983-23-0213」、「宮崎県日向県税・総務事務所 電話0982-52-4148」及び「宮崎県延岡県税・総務事務所 電話0982-35-1811」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号 (その 2 の 2) (第 5 条関係)

不動産取得税納税通知書									
課税年度		年度	税目	不動産取得税			課税番号		
納付税額		円			納 期 限		納付場所		
							裏面記載の場所		
納 付 税 額 に 関 す る 内 訳									
課税標準額(千円)		税率	税額(円)						
土 地						取得区分			
住 宅						所在地 種 類			
住宅外									
控 除 した額	円								
減 額 した額	円								
<p>上記の税額を下の納付書により納めてください。                  なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。                  年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮 崎 県 県 税 ・ 総 務 事 務 所 長 印</p>									
◎ 宮 崎 県 領 収 済 通 知 書 限 税									
口座番号		加入者名		県税・総務事務所に納税					
				県税・総務事務所納税					
				県税・総務事務所					
				税 目 不動産取得税					
				課税番号					
				実績年月					
				課税区分					
				納 税 者 氏 名					
				税額・加算金 円					
				延 滞 金 円					
				合 計 円					
				納 期 限					
				領収日付印					
				領収日付印					
取りまとめ店・局→加入者 (宮崎県・コンビニ本部控)				(金融機関・受付局・コンビニ店舗控)				(納税者 (お客さま) 控) (収入印紙不要)	

(裏)

(ご注意)

- 1 納付場所  
宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県納税代理金融機関、県指定のコンビニエンスストア又は県税・総務事務所
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第73条の2第1項及び宮崎県税条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等
  - (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
  - (2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
    - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第5号(その3)の(納税通知書裏面)中「お問い合わせ先」、「宮崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7605」、「宮崎県日南県税・総務事務所 電話0987-23-3771」、「宮崎県都城県税・総務事務所 電話0986-23-4516」、「宮崎県小林県税・総務事務所 電話0984-23-3194」、「宮崎県高鍋県税・総務事務所 電話0983-23-0213」、「宮崎県日向県税・総務事務所 電話0982-52-4148」及び「宮崎県延岡県税・総務事務所 電話0982-35-1811」を削る。

別記様式第5号(その3の2)の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号 (その 3 の 3) (第 5 条関係)

自動車税納税通知書																																																																															
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>																																																																															
年 度	年 度	登 録 番 号																																																																													
税 目	自動車税	税 額	円																																																																												
事 務 所	県税・総務事務所	納 期 限																																																																													
備 考																																																																															
納付場所	裏面記載の場所																																																																														
<p>上記の税額を下の納付書により納めてください。                      なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。                      年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県 県税・総務事務所長 回</p>																																																																															
◎ 宮崎県 領収済通知書 県税		◎ 納付書 (原簿)																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>県税・総務事務所納税</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 50px; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> </td> </tr> </table>	口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>県税・総務事務所納税</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 所</td> <td>県税・総務事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目</td> <td>自動車税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績年月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額・加算金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税	年 度			事 務 所	県税・総務事務所		税 目	自動車税		登録番号			実績年月			課税区分			納税者氏名			税額・加算金		円	延滞金		円	合 計		円	納期限			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>県税・総務事務所納税</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目</td> <td>自動車税</td> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td>実績年月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税	年 度			税 目	自動車税	登録番号	実績年月			課税区分			納税者氏名			税 額		円	延滞金		円	合 計		円	納期限			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">登録番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">車台番号 (下 7 桁)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有効期限</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table>	登録番号	車台番号 (下 7 桁)	有効期限	領収日付印
口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税																																																																													
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>																																																																															
口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税																																																																													
年 度																																																																															
事 務 所	県税・総務事務所																																																																														
税 目	自動車税																																																																														
登録番号																																																																															
実績年月																																																																															
課税区分																																																																															
納税者氏名																																																																															
税額・加算金		円																																																																													
延滞金		円																																																																													
合 計		円																																																																													
納期限																																																																															
口座番号	加入者名	県税・総務事務所納税																																																																													
年 度																																																																															
税 目	自動車税	登録番号																																																																													
実績年月																																																																															
課税区分																																																																															
納税者氏名																																																																															
税 額		円																																																																													
延滞金		円																																																																													
合 計		円																																																																													
納期限																																																																															
登録番号																																																																															
車台番号 (下 7 桁)																																																																															
有効期限																																																																															
領収日付印																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>税目</th> <th>自動車税</th> <th>事務所</th> <th>県税・総務事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> <td>実績年月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> <td>課税区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>法定納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>円</td> <td>指定納期限</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	税目	自動車税	事務所	県税・総務事務所	登録番号		実績年月			税 額	円	課税区分					法定納期限			合 計	円	指定納期限			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table>	領収日付印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table>	領収日付印	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table>	領収日付印																																																
年度	税目	自動車税	事務所	県税・総務事務所																																																																											
登録番号		実績年月																																																																													
税 額	円	課税区分																																																																													
		法定納期限																																																																													
合 計	円	指定納期限																																																																													
領収日付印																																																																															
領収日付印																																																																															
領収日付印																																																																															
取りまとめ店・局→加入者 (宮崎県・コンビニ本部控)	(金融機関・受付局・コンビニ店舖控)	(納税者 (お客さま) 控) (収入印紙不要)	(納税者 (お客さま) 控)																																																																												

(裏)  
(ご注意)

- 1 納付場所  
宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、県指定のコンビニエンスストア又は県税・総務事務所
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第 145 条及び宮崎県条例第 2 条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等
  - (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書 (2 通) は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
  - (2) 処分の取消しの訴えは、上記 (1) の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。) 宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - ア 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
    - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第 5 号 (その 4) の (明細書の裏面) 中「お問合せ先」、「宮崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7605」、「宮崎県日南県税・総務事務所 電話0987-23-3771」、「宮崎県都城県税・総務事務所 電話0986-23-4516」、「宮崎県小林県税・総務事務所 電話0984-23-3194」、「宮崎県高鍋県税・総務事務所 電話0983-23-0213」、「宮崎県日向県税・総務事務所 電話0982-52-4148」及び「宮崎県延岡県税・総務事務所 電話0982-35-1811」を削る。

別記様式第 5 号 (その 5) の (裏) 中「お問い合わせ先」及び「宮崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7273」を削る。

別記様式第 5 号 (その 6) の (裏) 中「お問い合わせ先」、「宮崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7270」、「宮崎県日南県税・総務事務所 電話0987-23-3771」、「宮崎県都城県税・総務事務所 電話0986-23-4516」、「宮崎県小林県税・総務事務所 電話0984-23-3194」、「宮崎県高鍋県税・総務事務所 電話0983-23-0213」、「宮崎県日向県税・総務事務所 電話0982-52-4148」及び「宮崎県延岡県税・総務事務所 電話0982-35-1811」を削る。

別記様式第 6 号の (裏) 中「お問い合わせ先」、「宮崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7274」、「宮崎県日南県税・総務事務所 電話0987-23-3771」、「宮崎県都城県税・総務事務所 電話0986-23-4516」、「宮崎県小林県税・総務事務所 電話0984-23-3194」、「宮崎県高鍋県税・総務事務所 電話0983-23-0213」、「宮崎県日向県税・総務事務所 電話0982-52-4148」及び「宮崎県延岡県税・総務事務所 電話0982-35-1811」を削り、同様式を別記様式第 6 号 (その 1) とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号 (その 2) (第 5 条関係)

個人事業税納付通知書										
課税年度	年度	税目	個人事業税	2 期分額						
番 号	実績年月	年所得	区 分	確定額	既確定額	増減額				
課税区分	整理番号	課税標準額 (千円)	税率 (%)							
		年税額 (円)								
納 期 限	第 1 期分	第 1 期分 (円)								
	第 2 期分	第 2 期分 (円)								
納付場所	裏面記載の場所		随時分 (円)							

上記の税額を下の納付書により納めてください。  
 なお、納期限までに完納されないときは、延滞金が加算されます。  
 年 月 日

宮崎県 県税・総務事務所長 印

---

◎ 宮崎県 領 収 通 知 書 県 税				◎ 納付書 (原符)				◎ 領収証書			
口座番号	加入者名	県税・総務事務所(納税)		口座番号	加入者名	県税・総務事務所(納税)		口座番号	加入者名	県税・総務事務所(納税)	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px;"></div>				年 度				年 度			
				課税番号	実績年月	課税区分	納税者氏名	税 目	個人事業税		税 目
税 額	円			課税番号	実績年月	課税区分	納税者氏名	課税番号	実績年月	課税区分	
合 計	円	法定納期限	指定納期限	納税者氏名	納税者氏名	延滞金	円	税 額	円	納 期 限	
領収日付印				領収日付印				領収日付印			
取りまとめ店・局→加入者 (宮崎県・コンビニ本部控)				(金融機関・受付局・コンビニ店舗控)				(納税者 (お客さま) 控) (収入印紙不要)			

(裏)  
(ご注意)

- 1 納付場所  
宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県納税代理金融機関、県指定のコンビニエンスストア又は県税・総務事務所
- 2 課税の根拠  
この税は、地方税法第72条の2第3項及び宮崎県税条例第2条の規定により賦課されたものです。
- 3 滞納処分  
納期限までに税金を完納しないときは督促を受け、かつ、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納処分を行います。
- 4 不服申立て等
  - (1) この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく当県税・総務事務所を経由して提出してください。
  - (2) 処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において県を代表する者は宮崎県知事となります。)宮崎地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - ア 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
    - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



別記様式第7号(その3)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その4)(第5条関係)

◎ 宮崎県 領収済通知書 限 税				◎ 納付書 (原符)				◎ 領収証書			
口座番号		加入者名	県税・総務事務所出納員	口座番号				口座番号			
				加入者名	県税・総務事務所出納員			加入者名	県税・総務事務所出納員		
				年 度				年 度			
				事 務 所	県税・総務事務所			事 務 所	県税・総務事務所		
				税 目				税 目			
				課税番号				課税番号			
				実績年月				実績年月			
				課税区分				課税区分			
	年度	税目	事務所	納 税 者 氏 名				納 税 者 氏 名			
課税番号			実績年月	税 額							
税 額	円			後額・加算金	円			円			
			課 税 区 分	延 滞 金	円			円			
			法 定 納 期 限	合 計	円			円			
合 計	円		指 定 納 期 限	納 期 限				円			
			領収日付印		領収日付印			領収日付印			
								上記金額を領収しました。			
取りまとめ店・局→加入者 (宮崎県・コンビニ本部控)				(金融機関・受付局・コンビニ店兼控)				(納税者(お客さま)控) (収入印紙不要)			

別記様式第9号（その1）の（裏）中「お問い合わせ先」、「宮崎県宮崎県税・総務事務所 電話0985-26-7270」、「宮崎県日南県税・総務事務所 電話0987-23-3771」、「宮崎県都城県税・総務事務所 電話0986-23-4516」、「宮崎県小林県税・総務事務所 電話0984-23-3194」、「宮崎県高鍋県税・総務事務所 電話0983-23-0213」、「宮崎県日向県税・総務事務所 電話0982-52-4148」及び「宮崎県延岡県税・総務事務所 電話0982-35-1811」を削る。

別記様式第 196号中「(1) 自動車検査証の返付を受ける際に、この証明書が必要です。」を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第9号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和27年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）<u>第5条の2の規定の実施について、必要な事項を定める。</u></p> <p>2 <u>宅地建物取引業者名簿等（以下「名簿等」という。）の閲覧所を宮崎県県土整備部建築住宅課内に設置する。</u></p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿等の整理その他必要があるときには、臨時に名簿等を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。</p> <p>第4条 名簿等は、<u>閲覧所外に持出してはならない。</u></p>	<p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）<u>第5条の2第2項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第9条の規定による届出に係る書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>2 <u>名簿等の閲覧所を宮崎県県土整備部建築住宅課内に設置する。</u></p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿等の整理その他必要があるときには、臨時に名簿等を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。<u>この場合においては、当該閲覧に供さない日又は変更後の閲覧時間を閲覧所に掲示する。</u></p> <p>第4条 名簿等は、<u>閲覧所外に持ち出してはならない。</u></p> <p><u>第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。</u></p> <p>(1) <u>この規則又は係員の指示に従わない者</u></p> <p>(2) <u>名簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>(3) <u>他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p>

別記様式を次のように改める。

別記

様式 (第 2 条関係)

## 宅地建物取引業者名簿等閲覧簿

年 月 日

閲覧者	住所	電話 ( )		
	氏名		会社名等	
宅地建物取引業者	免許証番号		商号又は名称	
	宮崎県知事 ( ) 第	号		
	宮崎県知事 ( ) 第	号		
	宮崎県知事 ( ) 第	号		
	宮崎県知事 ( ) 第	号		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則をここに公布する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

第1条 この規則は、不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省、建設省令第2号）第19条第3項及び第69条第4項の規定に基づき、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条及び第49条に規定する書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定める。

2 名簿等の閲覧所を宮崎県県土整備部建築住宅課内に設置する。

第2条 名簿等を閲覧しようとする者は、別記様式の閲覧簿に所要事項を記載しなければならない。

第3条 名簿等の閲覧時間は、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、名簿等の整理その他必要があるときには、臨時に名簿等を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間の変更をすることができる。この場合においては、当該閲覧に供さない日又は変更後の閲覧時間を閲覧所に掲示する。

第4条 名簿等は、閲覧所外に持ち出してはならない。

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 名簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記  
様式 (第 2 条関係)

閲覧簿

年 月 日

閲覧者	住所	電話 ( )		
	氏名		会社名等	
不動産特定共同事業者	許可番号	商号又は名称		
	第 号			
	第 号			
	第 号			
	第 号			
小規模不動産特定共同事業者	登録番号	商号又は名称		
	第 号			
	第 号			
	第 号			
	第 号			

告 示

宮崎県告示第 340号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
榎内視鏡内科医院	小林市真方 242番地	平成30年2月1日

宮崎県告示第 341号

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
29年-60	映画	くノ一 淫技大股がため	かわさき組 <新東宝映画>	平成30年2月19日
29年-61	映画	変態家族 碧い海に抱かれて	山内組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 343号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、東臼杵農林振興局、児湯農林振興局、中部農林振興局、西諸農林振興局及び南那珂農林振興局並びに宮崎市役所、延岡市役所、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、えびの市役所、高鍋町役場、新富町役場及び門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成30年5月8日から平成30年7月8日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこ

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
榎内視鏡内科病院	小林市真方 242番地	平成30年1月31日

宮崎県告示第 342号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

と。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 344号

牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

家畜の種 類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実践する区 域	実施の期日
牛	ブルセラ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成30年 4月1日から 平成31年 3月31日まで
	結核病		ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病		一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛白血病		一般臨床検査及び抗体検査		
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査		
伝達性海綿状脳症					
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査		
	馬インフルエンザ		一般臨床検査及び細菌検査		
	馬バラチフス				
	馬伝染性子宮炎				
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満12月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	エライザ検査		
豚	豚コレラ	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査		
	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				
	豚繁殖・呼吸障害症候群				
	豚流行性下痢				
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	低病原性鳥インフルエンザ				
	ニューカッスル病				
	家きんサルモネラ感染症		一般臨床検査及び細菌検査		
	鶏マイコプラズマ病				
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査		

宮崎県告示第 345号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年3月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	日南市北郷町郷之原字	平成30年3月11日

			六反甲1003番3地先から同市同町郷之原字流合甲 322番 1 地先まで
--	--	--	--------------------------------------

宮崎県告示第 346号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年3月1日から同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	日南市北郷町郷之原字六反甲1003番3地先から同市同町郷之原字流合甲 322番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年3月16日

宮崎県告示第 347号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 追手地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域並びに標柱11号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱16号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市佐土原町上田島字追手1335-3
2	” ” ” ” 字谷8196-5
3	” ” ” ” 8196-5
4	” ” ” ” 8196-5
5	” ” ” ” 字嶋ノ口8195-2
6	” ” ” ” 8195-2
7	” ” ” ” 8195-2
8	” ” ” ” 字追手1342地先国道敷
9	” ” ” ” 1343-1地先国道敷
10	” ” ” ” 1335-2
11	” ” ” ” 字嶋ノ口8181-7
12	” ” ” ” 8195-2
13	” ” ” ” 8195-2
14	” ” ” ” 8195-2
15	” ” ” ” 8181-5地先法定外公共物（水路）
16	” ” ” ” 8191-1地先法定外公共物（水路）

宮崎県告示第 348号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	松 葉 迫	I-1-2028	急傾斜地の崩壊
延 岡 市	下三椏谷川	10-426-1-041	土 石 流
	三 椏 谷 川	10-426-1-042	土 石 流
	柚ヶ内谷川	10-427-1-045	土 石 流
	柚ヶ内谷川-新①	10-427-1-045-新①	土 石 流
	池の原谷川	10-427-2-038	土 石 流
	松葉の沢	10-427-2-040	土 石 流
	迫の谷川	10-427-2-041	土 石 流
	小窪谷川	10-427-2-044	土 石 流
	堂ヶ迫谷川	10-427-2-045	土 石 流
	西茅場谷川	10-427-2-046	土 石 流
	茅場之谷川	10-427-2-047	土 石 流
	茅場谷沢	10-427-2-048	土 石 流
	茅場迫谷川	10-427-2-049	土 石 流
	板ヶ平	I-1-1675	急傾斜地の崩壊
	柚ヶ内	I-1-1689	急傾斜地の崩壊
柚ヶ内-新①	I-1-1689-新①	急傾斜地の崩壊	
矢ヶ内	I-1-1759	急傾斜地の崩壊	
伊形-1	I-1-3615	急傾斜地の崩壊	
門ヶ内山	I-1-3707	急傾斜地の崩壊	
三椏-1	I-1-3686	急傾斜地の崩壊	



白 滝 山	I - 2 - 0089	急傾斜地の崩壊	陸 地 - 4	II - 1 - 7864	急傾斜地の崩壊
三 桧 - 2	I - 2 - 0252	急傾斜地の崩壊	縦ノ木原- 2	II - 1 - 7881	急傾斜地の崩壊
三 桧	II - 1 - 1674	急傾斜地の崩壊	矢ヶ内-4	II - 1 - 7883	急傾斜地の崩壊
小 原	II - 1 - 1676	急傾斜地の崩壊	茅 場 - 4	II - 1 - 7884	急傾斜地の崩壊
池 ノ 原	II - 1 - 1758	急傾斜地の崩壊	松 葉 吐	II - 1 - 7895	急傾斜地の崩壊
三桧-3- 新①	II - 1 - 7683-新①	急傾斜地の崩壊	抱 石	II - 1 - 7897	急傾斜地の崩壊
三桧-3- 新②	II - 1 - 7683-新②	急傾斜地の崩壊			
池 ノ 原 ①	II - 1 - 7845	急傾斜地の崩壊			
茅 場 - 1	II - 1 - 7848	急傾斜地の崩壊			
茅 場 - 2	II - 1 - 7849	急傾斜地の崩壊			
茅場-2- 新①	II - 1 - 7849-新①	急傾斜地の崩壊			
茅場-2- 新②	II - 1 - 7849-新②	急傾斜地の崩壊			
茅場-2- 新③	II - 1 - 7849-新③	急傾斜地の崩壊			
白滝山-1	II - 1 - 7850	急傾斜地の崩壊			
松 葉	II - 1 - 7851	急傾斜地の崩壊			
松葉-新①	II - 1 - 7851-新①	急傾斜地の崩壊			
井出谷口	II - 1 - 7852	急傾斜地の崩壊			
矢ヶ内-1	II - 1 - 7854	急傾斜地の崩壊			
矢ヶ内-3	II - 1 - 7856	急傾斜地の崩壊			
柚ヶ内-1	II - 1 - 7857	急傾斜地の崩壊			
柚ヶ内-3	II - 1 - 7859	急傾斜地の崩壊			
縦ノ木原- 1	II - 1 - 7860	急傾斜地の崩壊			
陸 地 - 1	II - 1 - 7861	急傾斜地の崩壊			
陸 地 - 3	II - 1 - 7863	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 349号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類	
日 向 市	田の原谷川 1	09- 206- 1 - 001	土 石 流	
	徒渡谷川	09- 206- 1 - 002	土 石 流	
	鹿 場 川	09- 206- 1 - 003	土 石 流	
	余瀬谷川	09- 206- 1 - 004	土 石 流	
	鳥川谷川1	09- 206- 1 - 005	土 石 流	
	幸脇谷川1	09- 206- 1 - 006	土 石 流	
	幸脇谷川2	09- 206- 1 - 007	土 石 流	
	田の原谷川 2	09- 206- 2 - 001	土 石 流	
	美三が辻谷 川	09- 206- 2 - 003	土 石 流	
	日の平谷川 2	09- 206- 2 - 004	土 石 流	

日の平谷川 1	09-206-2-005	土 石 流	糺木-1- 新①	II-1-6451-新①	急傾斜地の崩壊
日の平谷川 3	09-206-2-006	土 石 流	糺木-2	II-1-6452	急傾斜地の崩壊
鳥川谷川2	09-206-2-007	土 石 流	坂元-1	II-1-6453	急傾斜地の崩壊
幸脇谷川3	09-206-2-008	土 石 流	坂元-2	II-1-6454	急傾斜地の崩壊
楠群谷川	09-206-2-015	土 石 流	坂元-3	II-1-6456	急傾斜地の崩壊
飯 谷	I-1-1148	急傾斜地の崩壊	東境川-1	II-1-6457	急傾斜地の崩壊
美々津	I-1-1150	急傾斜地の崩壊	丸 山	II-1-6459	急傾斜地の崩壊
鳥川-新①	I-1-1225-新①	急傾斜地の崩壊	田ノ原-1	II-1-6460	急傾斜地の崩壊
鳥川-新②	I-1-1225-新②	急傾斜地の崩壊	田ノ原-2	II-1-6461	急傾斜地の崩壊
鳥川-新③	I-1-1225-新③	急傾斜地の崩壊	田ノ原-2 -新①	II-1-6461-新①	急傾斜地の崩壊
美々津②	I-1-2123	急傾斜地の崩壊	田ノ原-3	II-1-6462	急傾斜地の崩壊
秋 留	I-1-3420	急傾斜地の崩壊	田ノ原-5	II-1-6464	急傾斜地の崩壊
日の平-1	I-1-3421	急傾斜地の崩壊	田ノ原-5 -新①	II-1-6464-新①	急傾斜地の崩壊
別 府	I-1-3423	急傾斜地の崩壊	田ノ原-7	II-1-6466	急傾斜地の崩壊
桐の陣-1	I-1-3424	急傾斜地の崩壊	余瀬-2	II-1-6467	急傾斜地の崩壊
遠見-1	I-1-3425	急傾斜地の崩壊	余瀬-2- 新①	II-1-6467-新①	急傾斜地の崩壊
遠見-2	I-1-3426	急傾斜地の崩壊	余瀬-3	II-1-6468	急傾斜地の崩壊
百町原	I-1-3427	急傾斜地の崩壊	余瀬-4	II-1-6469	急傾斜地の崩壊
桐の陣-2	I-1-3443	急傾斜地の崩壊	飯谷-2	II-1-6471	急傾斜地の崩壊
日の平-2	II-1-6355	急傾斜地の崩壊	飯谷-3	II-1-6472	急傾斜地の崩壊
日の平-2 -新①	II-1-6355-新①	急傾斜地の崩壊	桐の陣-3	II-1-6473	急傾斜地の崩壊
余瀬-1	II-1-6356	急傾斜地の崩壊	徒 渡	II-1-6475	急傾斜地の崩壊
中ノ別府- 4	II-1-6441	急傾斜地の崩壊	徒渡-新①	II-1-6475-新①	急傾斜地の崩壊
本宮-新①	II-1-6447-新①	急傾斜地の崩壊	桐の陣-5	II-1-6476	急傾斜地の崩壊
糺木-1	II-1-6451	急傾斜地の崩壊	桐の陣-6	II-1-6477	急傾斜地の崩壊

桐の陣-6 -新①	II-1-6477-新①	急傾斜地の崩壊	福瀬谷川3	09-422-2-053	土 石 流
松ノ木-1	II-1-6479	急傾斜地の崩壊	福瀬谷川4	09-422-2-054	土 石 流
宮ノ下-2	II-1-6485	急傾斜地の崩壊	沖之水流	I-1-1197	急傾斜地の崩壊
寺迫谷川2	09-422-1-006	土 石 流	蕨 野	I-1-1213	急傾斜地の崩壊
寺迫谷川1	09-422-1-007	土 石 流	蕨野-新①	I-1-1213-新①	急傾斜地の崩壊
光木谷川	09-422-1-009	土 石 流	田 野	I-1-1214	急傾斜地の崩壊
落鹿谷川1	09-422-1-010	土 石 流	福 士	I-1-1215	急傾斜地の崩壊
鶴戸木谷川	09-422-1-011	土 石 流	鶴 戸 木	I-1-1216	急傾斜地の崩壊
広瀬谷川2	09-422-1-012	土 石 流	広 瀬	I-1-1218	急傾斜地の崩壊
広瀬谷川1	09-422-1-013	土 石 流	長 崎	I-1-1221	急傾斜地の崩壊
井尻谷川1	09-422-1-014	土 石 流	寺 迫	I-1-1223	急傾斜地の崩壊
福瀬谷川1	09-422-1-033	土 石 流	鳥 川	I-1-1225	急傾斜地の崩壊
福瀬谷川2	09-422-1-034	土 石 流	蕨野-1	I-1-3492	急傾斜地の崩壊
福瀬谷川2 -新①	09-422-1-034 -新①	土 石 流	出口-2- 新①	I-1-3494-新①	急傾斜地の崩壊
落鹿谷川2	09-422-2-010	土 石 流	上村-1	I-1-3496	急傾斜地の崩壊
丸山谷川	09-422-2-011	土 石 流	広瀬-1	I-1-3498	急傾斜地の崩壊
日田尾谷川	09-422-2-012	土 石 流	日ヶ道	II-1-1228	急傾斜地の崩壊
広瀬谷川3	09-422-2-013	土 石 流	日ヶ道-新 ①	II-1-1228-新①	急傾斜地の崩壊
広瀬谷川3 -新①	09-422-2-013 -新①	土 石 流	蕨野-2	II-1-6681	急傾斜地の崩壊
広瀬谷川4	09-422-2-014	土 石 流	蕨野-3- 新①	II-1-6682-新①	急傾斜地の崩壊
広瀬谷川5	09-422-2-015	土 石 流	硯野-1	II-1-6696	急傾斜地の崩壊
広瀬谷川6	09-422-2-016	土 石 流	硯野-2	II-1-6698	急傾斜地の崩壊
井尻谷川2	09-422-2-017	土 石 流	硯野-3	II-1-6699	急傾斜地の崩壊
深瀬谷川	09-422-2-019	土 石 流	日下道	II-1-6700	急傾斜地の崩壊
日ヶ道谷川	09-422-2-036	土 石 流	上深瀬-1	II-1-6701	急傾斜地の崩壊
出口谷川3	09-422-2-052	土 石 流			

上深瀬 - 2	Ⅱ - 1 - 6702	急傾斜地の崩壊	出口 - 7	Ⅱ - 1 - 6735	急傾斜地の崩壊
上深瀬 - 3	Ⅱ - 1 - 6703	急傾斜地の崩壊	出口 - 8	Ⅱ - 1 - 6736	急傾斜地の崩壊
井 尻	Ⅱ - 1 - 6704	急傾斜地の崩壊	出口 - 1 1	Ⅱ - 1 - 6739	急傾斜地の崩壊
井尻 - 新①	Ⅱ - 1 - 6704 - 新①	急傾斜地の崩壊	出口 - 1 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 6739 - 新①	急傾斜地の崩壊
小長野 - 2	Ⅱ - 1 - 6706	急傾斜地の崩壊	広瀬田 - 6	Ⅱ - 1 - 6740	急傾斜地の崩壊
切瀬 - 1	Ⅱ - 1 - 6712	急傾斜地の崩壊	広瀬田 - 7	Ⅱ - 1 - 6741	急傾斜地の崩壊
切瀬 - 3	Ⅱ - 1 - 6714	急傾斜地の崩壊	上村 - 2	Ⅱ - 1 - 6742	急傾斜地の崩壊
切瀬 - 4	Ⅱ - 1 - 6715	急傾斜地の崩壊	上村 - 3	Ⅱ - 1 - 6743	急傾斜地の崩壊
柿の木田 - 1	Ⅱ - 1 - 6717	急傾斜地の崩壊	下村 - 1	Ⅱ - 1 - 6744	急傾斜地の崩壊
柿の木田 - 6	Ⅱ - 1 - 6722	急傾斜地の崩壊	広瀬 - 2	Ⅱ - 1 - 6792	急傾斜地の崩壊
柿の木田 - 6 - 新①	Ⅱ - 1 - 6722 - 新①	急傾斜地の崩壊	広瀬 - 3	Ⅱ - 1 - 6793	急傾斜地の崩壊
柿の木田 - 7	Ⅱ - 1 - 6723	急傾斜地の崩壊	広瀬 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 6793 - 新①	急傾斜地の崩壊
中野原 - 2	Ⅱ - 1 - 6724	急傾斜地の崩壊	広瀬 - 4	Ⅱ - 1 - 6794	急傾斜地の崩壊
中野原 - 3	Ⅱ - 1 - 6725	急傾斜地の崩壊	鶴戸木 - 1	Ⅱ - 1 - 6795	急傾斜地の崩壊
中野原 - 4	Ⅱ - 1 - 6726	急傾斜地の崩壊	鶴戸木 - 3	Ⅱ - 1 - 6797	急傾斜地の崩壊
中野原 - 5	Ⅱ - 1 - 6727	急傾斜地の崩壊	日田尾 - 1	Ⅱ - 1 - 6800	急傾斜地の崩壊
中野原 - 5 - 新①	Ⅱ - 1 - 6727 - 新①	急傾斜地の崩壊	日田尾 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 6800 - 新①	急傾斜地の崩壊
中野原 - 7	Ⅱ - 1 - 6729	急傾斜地の崩壊	日田尾 - 2	Ⅱ - 1 - 6801	急傾斜地の崩壊
中野原 - 8	Ⅱ - 1 - 6730	急傾斜地の崩壊	日田尾 - 3	Ⅱ - 1 - 6802	急傾斜地の崩壊
中野原 - 8 - 新①	Ⅱ - 1 - 6730 - 新①	急傾斜地の崩壊	日田尾 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 6802 - 新①	急傾斜地の崩壊
出口 - 3	Ⅱ - 1 - 6731	急傾斜地の崩壊	鳥川 - 1	Ⅱ - 1 - 6804	急傾斜地の崩壊
出口 - 4	Ⅱ - 1 - 6732	急傾斜地の崩壊	長崎 1	Ⅱ - 1 - 6817	急傾斜地の崩壊
出口 - 5	Ⅱ - 1 - 6733	急傾斜地の崩壊	長崎 2	Ⅱ - 1 - 6818	急傾斜地の崩壊
出口 - 6	Ⅱ - 1 - 6734	急傾斜地の崩壊	庭田 - 1	Ⅱ - 1 - 6819	急傾斜地の崩壊
			庭田 - 1 - 新①	Ⅱ - 1 - 6819 - 新①	急傾斜地の崩壊

	庭田 - 3	II - 1 - 6821	急傾斜地の崩壊		南又江の原 - 3	II - 1 - 6858	急傾斜地の崩壊
	庭田 - 4 - 新①	II - 1 - 6822 - 新①	急傾斜地の崩壊		南又江の原 - 4	II - 1 - 6859	急傾斜地の崩壊
	庭田 - 5	II - 1 - 6823	急傾斜地の崩壊		黒岩 - 1	II - 1 - 6883	急傾斜地の崩壊
	向原 - 1	II - 1 - 6828	急傾斜地の崩壊		黒岩 - 2	II - 1 - 6884	急傾斜地の崩壊
美 郷 町	川口谷川 1	09 - 423 - 1 - 024	土 石 流		黒岩 - 3	II - 1 - 6885	急傾斜地の崩壊
	名木谷川	09 - 423 - 1 - 033	土 石 流		名 木	II - 1 - 6886	急傾斜地の崩壊
	渡場瀬谷川 1	09 - 423 - 2 - 010	土 石 流		伍味 - 1	II - 1 - 6887	急傾斜地の崩壊
	渡場瀬谷川	09 - 423 - 2 - 011	土 石 流		伍味 - 2	II - 1 - 6888	急傾斜地の崩壊
	山麦谷川	09 - 423 - 2 - 012	土 石 流		伍味 - 3	II - 1 - 6889	急傾斜地の崩壊
	山麦谷川 1	09 - 423 - 2 - 013	土 石 流		渡場瀬 - 3	II - 1 - 6891	急傾斜地の崩壊
	田爪谷川	09 - 423 - 2 - 014	土 石 流		渡場瀬 - 4	II - 1 - 6892	急傾斜地の崩壊
	又江の原川	09 - 423 - 2 - 030	土 石 流		神門 - 3	II - 2 - 0403	急傾斜地の崩壊
	又江の原川 1	09 - 423 - 2 - 031	土 石 流		渡場瀬 - 5	II - 2 - 0404	急傾斜地の崩壊
	川口谷川 2	09 - 423 - 2 - 032	土 石 流		伍味 - 4	II - 2 - 0405	急傾斜地の崩壊
	南又江の原	I - 1 - 1254	急傾斜地の崩壊		椎 原	I - 1 - 1295	急傾斜地の崩壊
	田 爪	I - 1 - 1264	急傾斜地の崩壊		尾 の 平	I - 1 - 1296	急傾斜地の崩壊
	山 麦	I - 1 - 1266	急傾斜地の崩壊		尾 佐 渡	I - 1 - 1297	急傾斜地の崩壊
	上 名 木	I - 1 - 1267	急傾斜地の崩壊		中 八 重	I - 1 - 1298	急傾斜地の崩壊
	下名木①	I - 1 - 1268	急傾斜地の崩壊		島 戸	I - 1 - 1303	急傾斜地の崩壊
	下名木②	I - 1 - 1269	急傾斜地の崩壊		野々尾	I - 1 - 1304	急傾斜地の崩壊
	神門 - 1	II - 1 - 6854	急傾斜地の崩壊		持 田	II - 1 - 1305	急傾斜地の崩壊
	神門 - 2	II - 1 - 6855	急傾斜地の崩壊		持 田 1	II - 1 - 6924	急傾斜地の崩壊
	南又江の原 - 1	II - 1 - 6856	急傾斜地の崩壊		野々尾 1	II - 1 - 6925	急傾斜地の崩壊
	南又江の原 - 2	II - 1 - 6857	急傾斜地の崩壊		野々尾 1 - 新①	II - 1 - 6925 - 新①	急傾斜地の崩壊
					野々尾 3	II - 1 - 6927	急傾斜地の崩壊
					島 戸 1	II - 1 - 6928	急傾斜地の崩壊

島 戸 2	II-1-6929	急傾斜地の崩壊	真竹-1	II-1-7008	急傾斜地の崩壊
尾佐渡 1	II-1-6931	急傾斜地の崩壊	真竹-2	II-1-7009	急傾斜地の崩壊
野々尾 4	II-2-0406	急傾斜地の崩壊	中小黒木-1	II-1-7010	急傾斜地の崩壊
御重原谷川	09-425-1-016	土 石 流	中小黒木-2	II-1-7011	急傾斜地の崩壊
細宇納間谷川	09-425-1-017	土 石 流	中小黒木-2-新①	II-1-7011-新①	急傾斜地の崩壊
小黒木谷川	09-425-1-020	土 石 流	中小黒木-3	II-1-7012	急傾斜地の崩壊
下秋元谷川 1	09-425-2-026	土 石 流	下小黒木-1	II-1-7013	急傾斜地の崩壊
下秋元谷川 2	09-425-2-027	土 石 流	下小黒木-2	II-1-7030	急傾斜地の崩壊
向宇納間川	09-425-2-029	土 石 流	下小黒木-3	II-1-7031	急傾斜地の崩壊
山ノ木浦谷川	09-425-2-040	土 石 流	ヤキウ-1	II-1-7033	急傾斜地の崩壊
真竹谷川	09-425-2-041	土 石 流	ヤキウ-2	II-1-7034	急傾斜地の崩壊
小黒木川 1	09-425-2-042	土 石 流	下小黒木-4	II-1-7035	急傾斜地の崩壊
小黒木川 2	09-425-2-043	土 石 流	深田野原-1	II-1-7036	急傾斜地の崩壊
小黒木川 3	09-425-2-044	土 石 流	深田野原-2	II-1-7037	急傾斜地の崩壊
小黒木川 4	09-425-2-045	土 石 流	秋元-4-新①	II-1-7038-新①	急傾斜地の崩壊
小黒木川 5	09-425-2-046	土 石 流	秋元-4-新②	II-1-7038-新②	急傾斜地の崩壊
小黒木川 6	09-425-2-047	土 石 流	秋元-4-新③	II-1-7038-新③	急傾斜地の崩壊
小黒木川 7	09-425-2-048	土 石 流	細宇納間-1	II-1-7058	急傾斜地の崩壊
深田ノ原谷川	09-425-2-049	土 石 流	細宇納間-1-新①	II-1-7058-新①	急傾斜地の崩壊
小黒木川 8	09-425-2-050	土 石 流			
池 の 原	I-1-1333	急傾斜地の崩壊			
長 堀	I-1-1334	急傾斜地の崩壊			
細 宇 納 間	II-1-1335	急傾斜地の崩壊			
細宇納間-新①	II-1-1335-新①	急傾斜地の崩壊			

	池の原-1	II-1-7060	急傾斜地の崩壊		矢ヶ内	I-1-1759	急傾斜地の崩壊
	御堂原-1	II-1-7061	急傾斜地の崩壊		伊形-1	I-1-3615	急傾斜地の崩壊
	黒原-1	II-1-7063	急傾斜地の崩壊		門ヶ内山	I-1-3707	急傾斜地の崩壊
	中原(黒木)	II-1-8467	急傾斜地の崩壊		三椏-1	I-1-3686	急傾斜地の崩壊
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p>					白滝山	I-2-0089	急傾斜地の崩壊
<p><b>宮崎県告示第 350号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p> <p>平成30年3月1日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>					三椏-2	I-2-0252	急傾斜地の崩壊
市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		三椏	II-1-1674	急傾斜地の崩壊
宮崎市	松葉迫	I-1-2028	急傾斜地の崩壊		小原	II-1-1676	急傾斜地の崩壊
延岡市	三椏谷川	10-426-1-042	土石流		池ノ原	II-1-1758	急傾斜地の崩壊
	柚ヶ内谷川-新①	10-427-1-045-新①	土石流		三椏-3-新①	II-1-7683-新①	急傾斜地の崩壊
	池の原谷川	10-427-2-038	土石流		三椏-3-新②	II-1-7683-新②	急傾斜地の崩壊
	松葉の沢	10-427-2-040	土石流		池ノ原①	II-1-7845	急傾斜地の崩壊
	小窪谷川	10-427-2-044	土石流		茅場-1	II-1-7848	急傾斜地の崩壊
	堂ヶ迫谷川	10-427-2-045	土石流		茅場-2	II-1-7849	急傾斜地の崩壊
	西茅場谷川	10-427-2-046	土石流		茅場-2-新①	II-1-7849-新①	急傾斜地の崩壊
	茅場之谷川	10-427-2-047	土石流		茅場-2-新②	II-1-7849-新②	急傾斜地の崩壊
	茅場谷沢	10-427-2-048	土石流		茅場-2-新③	II-1-7849-新③	急傾斜地の崩壊
	茅場迫谷川	10-427-2-049	土石流		白滝山-1	II-1-7850	急傾斜地の崩壊
	板ヶ平	I-1-1675	急傾斜地の崩壊		松葉	II-1-7851	急傾斜地の崩壊
	柚ヶ内	I-1-1689	急傾斜地の崩壊		松葉-新①	II-1-7851-新①	急傾斜地の崩壊
	柚ヶ内-新①	I-1-1689-新①	急傾斜地の崩壊		井出谷口	II-1-7852	急傾斜地の崩壊
					矢ヶ内-1	II-1-7854	急傾斜地の崩壊
				矢ヶ内-3	II-1-7856	急傾斜地の崩壊	
				柚ヶ内-1	II-1-7857	急傾斜地の崩壊	
				柚ヶ内-3	II-1-7859	急傾斜地の崩壊	

縦ノ木原-1	II-1-7860	急傾斜地の崩壊	日の平谷川1	09-206-2-005	土 石 流
陸地-1	II-1-7861	急傾斜地の崩壊	日の平谷川3	09-206-2-006	土 石 流
陸地-3	II-1-7863	急傾斜地の崩壊	鳥川谷川2	09-206-2-007	土 石 流
陸地-4	II-1-7864	急傾斜地の崩壊	幸脇谷川3	09-206-2-008	土 石 流
縦ノ木原-2	II-1-7881	急傾斜地の崩壊	楠群谷川	09-206-2-015	土 石 流
矢ヶ内-4	II-1-7883	急傾斜地の崩壊	飯 谷	I-1-1148	急傾斜地の崩壊
茅場-4	II-1-7884	急傾斜地の崩壊	美々津	I-1-1150	急傾斜地の崩壊
松葉吐	II-1-7895	急傾斜地の崩壊	鳥川-新①	I-1-1225-新①	急傾斜地の崩壊
抱石	II-1-7897	急傾斜地の崩壊	鳥川-新②	I-1-1225-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	田の原谷川1	09-206-1-001	土 石 流
	徒渡谷川	09-206-1-002	土 石 流
	鹿場川	09-206-1-003	土 石 流
	余瀬谷川	09-206-1-004	土 石 流
	鳥川谷川1	09-206-1-005	土 石 流
	幸脇谷川2	09-206-1-007	土 石 流
	田の原谷川2	09-206-2-001	土 石 流
	美三が辻谷川	09-206-2-003	土 石 流
	日の平谷川1	09-206-2-005	土 石 流
	日の平谷川3	09-206-2-006	土 石 流
鳥川谷川2	09-206-2-007	土 石 流	
幸脇谷川3	09-206-2-008	土 石 流	
楠群谷川	09-206-2-015	土 石 流	
飯 谷	I-1-1148	急傾斜地の崩壊	
美々津	I-1-1150	急傾斜地の崩壊	
鳥川-新①	I-1-1225-新①	急傾斜地の崩壊	
鳥川-新②	I-1-1225-新②	急傾斜地の崩壊	
鳥川-新③	I-1-1225-新③	急傾斜地の崩壊	
美々津②	I-1-2123	急傾斜地の崩壊	
秋 留	I-1-3420	急傾斜地の崩壊	
日の平-1	I-1-3421	急傾斜地の崩壊	
別 府	I-1-3423	急傾斜地の崩壊	
桐の陣-1	I-1-3424	急傾斜地の崩壊	
遠見-1	I-1-3425	急傾斜地の崩壊	
遠見-2	I-1-3426	急傾斜地の崩壊	
百町原	I-1-3427	急傾斜地の崩壊	
桐の陣-2	I-1-3443	急傾斜地の崩壊	
日の平-2	II-1-6355	急傾斜地の崩壊	
日の平-2-新①	II-1-6355-新①	急傾斜地の崩壊	
余瀬-1	II-1-6356	急傾斜地の崩壊	
中ノ別府-4	II-1-6441	急傾斜地の崩壊	
本宮-新①	II-1-6447-新①	急傾斜地の崩壊	
粉木-1	II-1-6451	急傾斜地の崩壊	



朶木-1-新①	II-1-6451-新①	急傾斜地の崩壊	桐の陣-6-新①	II-1-6477-新①	急傾斜地の崩壊
朶木-2	II-1-6452	急傾斜地の崩壊	松ノ木-1	II-1-6479	急傾斜地の崩壊
坂元-1	II-1-6453	急傾斜地の崩壊	宮ノ下-2	II-1-6485	急傾斜地の崩壊
坂元-2	II-1-6454	急傾斜地の崩壊	寺迫谷川2	09-422-1-006	土 石 流
坂元-3	II-1-6456	急傾斜地の崩壊	寺迫谷川1	09-422-1-007	土 石 流
東境川-1	II-1-6457	急傾斜地の崩壊	光木谷川	09-422-1-009	土 石 流
丸 山	II-1-6459	急傾斜地の崩壊	落鹿谷川1	09-422-1-010	土 石 流
田ノ原-1	II-1-6460	急傾斜地の崩壊	広瀬谷川1	09-422-1-013	土 石 流
田ノ原-2	II-1-6461	急傾斜地の崩壊	福瀬谷川2-新①	09-422-1-034-新①	土 石 流
田ノ原-2-新①	II-1-6461-新①	急傾斜地の崩壊	丸山谷川	09-422-2-011	土 石 流
田ノ原-3	II-1-6462	急傾斜地の崩壊	日田尾谷川	09-422-2-012	土 石 流
田ノ原-5	II-1-6464	急傾斜地の崩壊	広瀬谷川3	09-422-2-013	土 石 流
田ノ原-5-新①	II-1-6464-新①	急傾斜地の崩壊	広瀬谷川4	09-422-2-014	土 石 流
田ノ原-7	II-1-6466	急傾斜地の崩壊	広瀬谷川5	09-422-2-015	土 石 流
余瀬-2	II-1-6467	急傾斜地の崩壊	広瀬谷川6	09-422-2-016	土 石 流
余瀬-2-新①	II-1-6467-新①	急傾斜地の崩壊	井尻谷川2	09-422-2-017	土 石 流
余瀬-3	II-1-6468	急傾斜地の崩壊	深瀬谷川	09-422-2-019	土 石 流
飯谷-2	II-1-6471	急傾斜地の崩壊	出口谷川3	09-422-2-052	土 石 流
飯谷-3	II-1-6472	急傾斜地の崩壊	福瀬谷川3	09-422-2-053	土 石 流
桐の陣-3	II-1-6473	急傾斜地の崩壊	福瀬谷川4	09-422-2-054	土 石 流
徒 渡	II-1-6475	急傾斜地の崩壊	沖之水流	I-1-1197	急傾斜地の崩壊
徒渡-新①	II-1-6475-新①	急傾斜地の崩壊	蕨 野	I-1-1213	急傾斜地の崩壊
桐の陣-5	II-1-6476	急傾斜地の崩壊	蕨野-新①	I-1-1213-新①	急傾斜地の崩壊
桐の陣-6	II-1-6477	急傾斜地の崩壊	田 野	I-1-1214	急傾斜地の崩壊
			福 士	I-1-1215	急傾斜地の崩壊
			鶴 戸 木	I-1-1216	急傾斜地の崩壊

広瀬	I-1-1218	急傾斜地の崩壊	柿の木田-1	II-1-6717	急傾斜地の崩壊
長崎	I-1-1221	急傾斜地の崩壊	柿の木田-6	II-1-6722	急傾斜地の崩壊
寺迫	I-1-1223	急傾斜地の崩壊	柿の木田-6-新①	II-1-6722-新①	急傾斜地の崩壊
鳥川	I-1-1225	急傾斜地の崩壊	柿の木田-7	II-1-6723	急傾斜地の崩壊
蕨野-1	I-1-3492	急傾斜地の崩壊	中野原-2	II-1-6724	急傾斜地の崩壊
出口-2-新①	I-1-3494-新①	急傾斜地の崩壊	中野原-3	II-1-6725	急傾斜地の崩壊
上村-1	I-1-3496	急傾斜地の崩壊	中野原-4	II-1-6726	急傾斜地の崩壊
広瀬-1	I-1-3498	急傾斜地の崩壊	中野原-5	II-1-6727	急傾斜地の崩壊
日ヶ道	II-1-1228	急傾斜地の崩壊	中野原-5-新①	II-1-6727-新①	急傾斜地の崩壊
日ヶ道-新①	II-1-1228-新①	急傾斜地の崩壊	中野原-7	II-1-6729	急傾斜地の崩壊
蕨野-2	II-1-6681	急傾斜地の崩壊	中野原-8	II-1-6730	急傾斜地の崩壊
蕨野-3-新①	II-1-6682-新①	急傾斜地の崩壊	中野原-8-新①	II-1-6730-新①	急傾斜地の崩壊
硯野-1	II-1-6696	急傾斜地の崩壊	出口-3	II-1-6731	急傾斜地の崩壊
硯野-2	II-1-6698	急傾斜地の崩壊	出口-4	II-1-6732	急傾斜地の崩壊
硯野-3	II-1-6699	急傾斜地の崩壊	出口-5	II-1-6733	急傾斜地の崩壊
日下道	II-1-6700	急傾斜地の崩壊	出口-6	II-1-6734	急傾斜地の崩壊
上深瀬-1	II-1-6701	急傾斜地の崩壊	出口-7	II-1-6735	急傾斜地の崩壊
上深瀬-2	II-1-6702	急傾斜地の崩壊	出口-8	II-1-6736	急傾斜地の崩壊
上深瀬-3	II-1-6703	急傾斜地の崩壊	出口-11	II-1-6739	急傾斜地の崩壊
井尻	II-1-6704	急傾斜地の崩壊	出口-11-新①	II-1-6739-新①	急傾斜地の崩壊
井尻-新①	II-1-6704-新①	急傾斜地の崩壊	広瀬田-6	II-1-6740	急傾斜地の崩壊
小長野-2	II-1-6706	急傾斜地の崩壊	広瀬田-7	II-1-6741	急傾斜地の崩壊
切瀬-1	II-1-6712	急傾斜地の崩壊	上村-2	II-1-6742	急傾斜地の崩壊
切瀬-3	II-1-6714	急傾斜地の崩壊	上村-3	II-1-6743	急傾斜地の崩壊
切瀬-4	II-1-6715	急傾斜地の崩壊			

	下村 - 1	II - 1 - 6744	急傾斜地の崩壊		山麦谷川 1	09 - 423 - 2 - 013	土 石 流
	広瀬 - 2	II - 1 - 6792	急傾斜地の崩壊		田爪谷川	09 - 423 - 2 - 014	土 石 流
	広瀬 - 3	II - 1 - 6793	急傾斜地の崩壊		又江の原川 1	09 - 423 - 2 - 031	土 石 流
	広瀬 - 3 - 新①	II - 1 - 6793 - 新①	急傾斜地の崩壊		南又江の原	I - 1 - 1254	急傾斜地の崩壊
	鶴戸木 - 1	II - 1 - 6795	急傾斜地の崩壊		田 爪	I - 1 - 1264	急傾斜地の崩壊
	鶴戸木 - 3	II - 1 - 6797	急傾斜地の崩壊		山 麦	I - 1 - 1266	急傾斜地の崩壊
	日田尾 - 1	II - 1 - 6800	急傾斜地の崩壊		上 名 木	I - 1 - 1267	急傾斜地の崩壊
	日田尾 - 1 - 新①	II - 1 - 6800 - 新①	急傾斜地の崩壊		下 名 木 ①	I - 1 - 1268	急傾斜地の崩壊
	日田尾 - 2	II - 1 - 6801	急傾斜地の崩壊		下 名 木 ②	I - 1 - 1269	急傾斜地の崩壊
	日田尾 - 3	II - 1 - 6802	急傾斜地の崩壊		神 門 - 1	II - 1 - 6854	急傾斜地の崩壊
	日田尾 - 3 - 新①	II - 1 - 6802 - 新①	急傾斜地の崩壊		神 門 - 2	II - 1 - 6855	急傾斜地の崩壊
	鳥川 - 1	II - 1 - 6804	急傾斜地の崩壊		南又江の原 - 1	II - 1 - 6856	急傾斜地の崩壊
	長 崎 1	II - 1 - 6817	急傾斜地の崩壊		南又江の原 - 2	II - 1 - 6857	急傾斜地の崩壊
	長 崎 2	II - 1 - 6818	急傾斜地の崩壊		南又江の原 - 3	II - 1 - 6858	急傾斜地の崩壊
	庭田 - 1	II - 1 - 6819	急傾斜地の崩壊		南又江の原 - 4	II - 1 - 6859	急傾斜地の崩壊
	庭田 - 1 - 新①	II - 1 - 6819 - 新①	急傾斜地の崩壊		黒 岩 - 1	II - 1 - 6883	急傾斜地の崩壊
	庭田 - 3	II - 1 - 6821	急傾斜地の崩壊		黒 岩 - 2	II - 1 - 6884	急傾斜地の崩壊
	庭田 - 4 - 新①	II - 1 - 6822 - 新①	急傾斜地の崩壊		黒 岩 - 3	II - 1 - 6885	急傾斜地の崩壊
	庭田 - 5	II - 1 - 6823	急傾斜地の崩壊		名 木	II - 1 - 6886	急傾斜地の崩壊
	向原 - 1	II - 1 - 6828	急傾斜地の崩壊		伍 味 - 1	II - 1 - 6887	急傾斜地の崩壊
美 郷 町	川口谷川 1	09 - 423 - 1 - 024	土 石 流		伍 味 - 2	II - 1 - 6888	急傾斜地の崩壊
	名木谷川	09 - 423 - 1 - 033	土 石 流		伍 味 - 3	II - 1 - 6889	急傾斜地の崩壊
	渡場瀬谷川	09 - 423 - 2 - 011	土 石 流		渡場瀬 - 4	II - 1 - 6892	急傾斜地の崩壊
	山麦谷川	09 - 423 - 2 - 012	土 石 流		神 門 - 3	II - 2 - 0403	急傾斜地の崩壊
					渡場瀬 - 5	II - 2 - 0404	急傾斜地の崩壊

伍味 - 4	II - 2 - 0405	急傾斜地の崩壊	小黒木川 1	09 - 425 - 2 - 042	土 石 流
椎 原	I - 1 - 1295	急傾斜地の崩壊	小黒木川 3	09 - 425 - 2 - 044	土 石 流
尾 の 平	I - 1 - 1296	急傾斜地の崩壊	小黒木川 4	09 - 425 - 2 - 045	土 石 流
尾 佐 渡	I - 1 - 1297	急傾斜地の崩壊	小黒木川 5	09 - 425 - 2 - 046	土 石 流
中 八 重	I - 1 - 1298	急傾斜地の崩壊	小黒木川 6	09 - 425 - 2 - 047	土 石 流
島 戸	I - 1 - 1303	急傾斜地の崩壊	小黒木川 7	09 - 425 - 2 - 048	土 石 流
野々尾	I - 1 - 1304	急傾斜地の崩壊	深田ノ原谷川	09 - 425 - 2 - 049	土 石 流
持 田	II - 1 - 1305	急傾斜地の崩壊	小黒木川 8	09 - 425 - 2 - 050	土 石 流
持 田 1	II - 1 - 6924	急傾斜地の崩壊	池 の 原	I - 1 - 1333	急傾斜地の崩壊
野々尾 1	II - 1 - 6925	急傾斜地の崩壊	長 堀	I - 1 - 1334	急傾斜地の崩壊
野々尾 1 - 新①	II - 1 - 6925 - 新①	急傾斜地の崩壊	細 宇 納 間	II - 1 - 1335	急傾斜地の崩壊
野々尾 3	II - 1 - 6927	急傾斜地の崩壊	細宇納間 - 新①	II - 1 - 1335 - 新①	急傾斜地の崩壊
島 戸 1	II - 1 - 6928	急傾斜地の崩壊	真 竹 - 1	II - 1 - 7008	急傾斜地の崩壊
島 戸 2	II - 1 - 6929	急傾斜地の崩壊	真 竹 - 2	II - 1 - 7009	急傾斜地の崩壊
尾 佐 渡 1	II - 1 - 6931	急傾斜地の崩壊	中小黒木 - 1	II - 1 - 7010	急傾斜地の崩壊
野々尾 4	II - 2 - 0406	急傾斜地の崩壊	中小黒木 - 2	II - 1 - 7011	急傾斜地の崩壊
御重原谷川	09 - 425 - 1 - 016	土 石 流	中小黒木 - 2 - 新①	II - 1 - 7011 - 新①	急傾斜地の崩壊
細宇納間谷川	09 - 425 - 1 - 017	土 石 流	中小黒木 - 3	II - 1 - 7012	急傾斜地の崩壊
小黒木谷川	09 - 425 - 1 - 020	土 石 流	下小黒木 - 1	II - 1 - 7013	急傾斜地の崩壊
下秋元谷川 1	09 - 425 - 2 - 026	土 石 流	下小黒木 - 2	II - 1 - 7030	急傾斜地の崩壊
下秋元谷川 2	09 - 425 - 2 - 027	土 石 流	下小黒木 - 3	II - 1 - 7031	急傾斜地の崩壊
向宇納間川	09 - 425 - 2 - 029	土 石 流	ヤキウ - 1	II - 1 - 7033	急傾斜地の崩壊
山ノ木浦谷川	09 - 425 - 2 - 040	土 石 流	ヤキウ - 2	II - 1 - 7034	急傾斜地の崩壊
真竹谷川	09 - 425 - 2 - 041	土 石 流			

下小黒木-4	II-1-7035	急傾斜地の崩壊	細宇納間-1	II-1-7058	急傾斜地の崩壊
深田野原-1	II-1-7036	急傾斜地の崩壊	細宇納間-1-新①	II-1-7058-新①	急傾斜地の崩壊
深田野原-2	II-1-7037	急傾斜地の崩壊	池の原-1	II-1-7060	急傾斜地の崩壊
秋元-4-新①	II-1-7038-新①	急傾斜地の崩壊	御堂原-1	II-1-7061	急傾斜地の崩壊
秋元-4-新②	II-1-7038-新②	急傾斜地の崩壊	黒原-1	II-1-7063	急傾斜地の崩壊
秋元-4-新③	II-1-7038-新③	急傾斜地の崩壊	中原(黒木)	II-1-8467	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 352号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(入札参加の資格停止)</p> <p>第8条 知事は、<u>入札</u>に関して別表左欄に掲げる措置要件に該当する有資格者について、同表右欄に定める期間の入札参加資格の停止(当該有資格者について現に指名を行っている場合における入札未執行の者に係る当該指名通知の取消しを含む。以下「資格停止」という。)をするものとする。</p> <p>2~5 [略]</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 契約違反等に基づく措置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>入札</u>において、競争入札参加資格審査申請書又は<u>入札前</u>に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) <u>入札</u>において、<u>落札者</u>となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>様式第4号(第12条関係)</p> <p>[略]</p>	措置要件	期間	(1) <u>入札</u> において、競争入札参加資格審査申請書又は <u>入札前</u> に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	[略]	(2) <u>入札</u> において、 <u>落札者</u> となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。	[略]	[略]		<p>(入札参加の資格停止)</p> <p>第8条 知事は、<u>有資格者</u>が別表左欄に掲げる措置要件に該当するときは、同表右欄に定める期間の入札参加資格の停止(当該有資格者について現に指名を行っている場合における入札未執行の者に係る当該指名通知の取消しを含む。以下「資格停止」という。)をするものとする。</p> <p>2~5 [略]</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 契約違反等に基づく措置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 県が発注した物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格審査申請書、<u>入札前</u>に提出する調査資料<u>その他関係資料</u>に虚偽の記載をしたこと等により、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 県が発注した物品の買入れ等の契約において、<u>落札者</u>となり、又は<u>契約の相手方</u>として決定されたにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>様式第4号(第11条関係)</p> <p>[略]</p>	措置要件	期間	(1) 県が発注した物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格審査申請書、 <u>入札前</u> に提出する調査資料 <u>その他関係資料</u> に虚偽の記載をしたこと等により、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	[略]	(2) 県が発注した物品の買入れ等の契約において、 <u>落札者</u> となり、又は <u>契約の相手方</u> として決定されたにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。	[略]	[略]	
措置要件	期間																
(1) <u>入札</u> において、競争入札参加資格審査申請書又は <u>入札前</u> に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	[略]																
(2) <u>入札</u> において、 <u>落札者</u> となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。	[略]																
[略]																	
措置要件	期間																
(1) 県が発注した物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格審査申請書、 <u>入札前</u> に提出する調査資料 <u>その他関係資料</u> に虚偽の記載をしたこと等により、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	[略]																
(2) 県が発注した物品の買入れ等の契約において、 <u>落札者</u> となり、又は <u>契約の相手方</u> として決定されたにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。	[略]																
[略]																	

<p>総務事務センター課長 殿 [略] 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。 [略]</p>	<p>物品管理調達課長 殿 [略] 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。 [略]</p>
<p>附 則 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別記様式第4号の改正規定は、公表の日から施行する。</p>	